

米国の関税措置（木材関連）について

2025年10月10日

林野庁 木材利用課

これまでの主な経緯

日付	関税等の措置
301	木材の232条調査に係る大統領令及び国産材増産に係る大統領令
402	相互関税の大統領令、日本は24%、付属書IIに除外品目を記載
707	相互関税を変更する大統領令、日本は25%、8/1から適用
722	日米関税合意、723ファクトシート公表、15%
730	銅に関する232条調査を受けた大統領令、50%、8/1より適用
731	相互関税の更なる変更に係る大統領令、日本・EUは15%、4/2大統領令の付属書IIは引き続き有効、8/7より適用
904	日米間の合意の履行に関する大統領令、4/2大統領令の付属書IIは引き続き有効
925	大統領がSNS発信「We will be imposing a 50% tariff on all kitchen cabinets, bathroom vanities, and associated products, starting October 1st, 2025・・・」
929	大統領令「米国への木材、製材品およびそれらの派生品の輸入の調整」、針葉樹丸太及び製材は10%、10/14から適用、日本とEUに配慮事項あり

9.29大統領令について①

- 現地時間9月29日、米国は通商拡大法232条に基づき、木材及び木製品に対する分野別関税に関する大統領令を発表。
- 針葉樹の丸太及び製材品に10%の分野別関税を課し、10月14日以降の輸入に適用。
- 分野別関税の対象とならない品目は、原則として相互関税の対象（日本は15%）。

【大統領令「米国への木材、製材品及びそれらの派生品の輸入の調整」のポイント】

- ・ 針葉樹の丸太及び製材品に10%、特定の布張り家具（椅子、ソファなど）に25%、キッチンキャビネット及び洗面化粧台並びにその部品に25%の分野別関税を課し、10月14日東部夏時間午前0時1分以降の輸入に適用する。
- ・ 2026年1月1日以降は、国家安全保障上の脅威を取り除く合意がされなければ、特定の布張り家具は30%、キッチンキャビネット及び洗面化粧台は50%に引き上げる。
- ・ 上記にかかわらず、日本及びEUに対しては、本大統領令による分野別関税と通常関税（MFN）の合計を上限で15%とする（特定の布張り家具やキッチンキャビネット及び洗面化粧台並びにその部品が対象）。
- ・ 今回の通商拡大法232条関税の対象とならない品目については、原則として相互関税の対象となる。

（分野別関税対象の針葉樹の丸太、製材、枕木の米国関税コード）

丸太（4403.11.00、4403.21.01、4403.22.01、4403.23.01、4403.24.01、4403.25.01、4403.26.01、4403.99.01）

製材（4407.11.00、4407.12.00、4407.13.00、4407.14.00、4407.19.00）

枕木（4406.11.00、4406.91.00）

9.29大統領令について②

A : 分類	B : Aに該当するHSコード例	C : Bの品目名
4.2大統領令の付属書II掲載で 分野別関税10%	4403.11.00	丸太（保存処理、針葉樹）
	4407.19.00	製材（スギ）
4.2大統領令の付属書II掲載で 分野別関税対象外	4409.10.xx	さねはぎ加工材
	4412.33.xx	広葉樹合板
4.2大統領令の付属書IIに非掲載で 分野別関税10%	（該当なし）	
4.2大統領令の付属書II非掲載で 分野別関税対象外	4418.81.00	構造用集成材
	4418.82.00	CLT

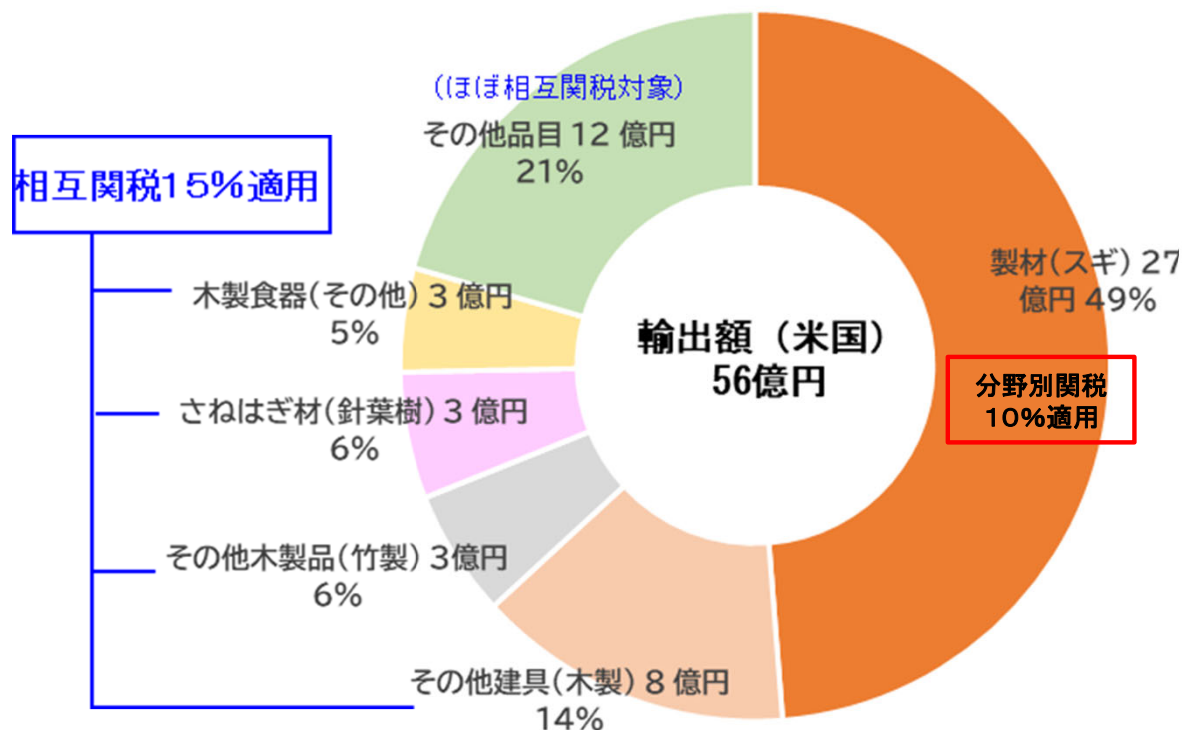
※B列に掲げた物は例であり、Aに該当する全てをカバーしてはいない

※B列とC列の出典は米側の関税分類(Harmonized Tariff Schedule of the United States Revision 24 (2025))

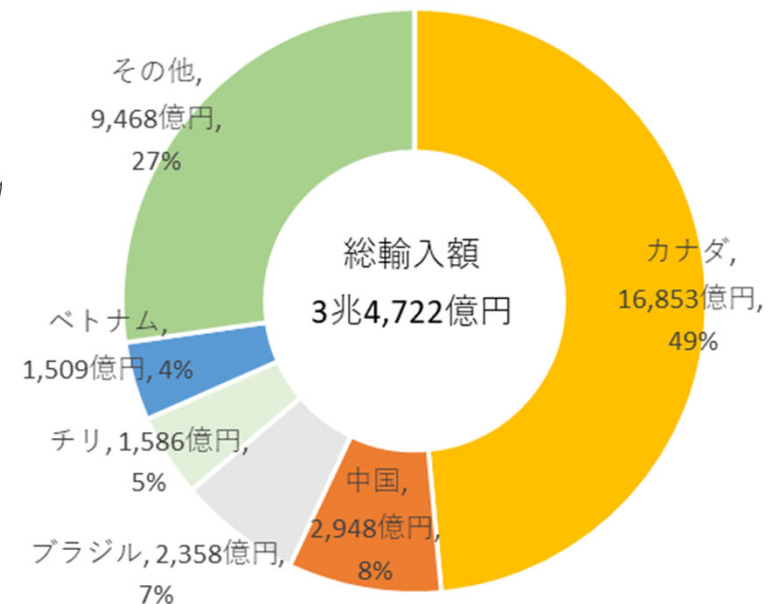
米国への木材輸出と関税

- 米国は日本にとって、中国、フィリピンにつぐ第3位の木材輸出先。米国への木材輸出額は約56億円(2024年)。うち49%を占めるスギ製材は分野別関税(10%)の対象となる。
- なお米国にとってはカナダが最大の木材輸入相手。針葉樹製材に限定すると約9割をカナダが占める。

我が国から米国への木材輸出(2024)

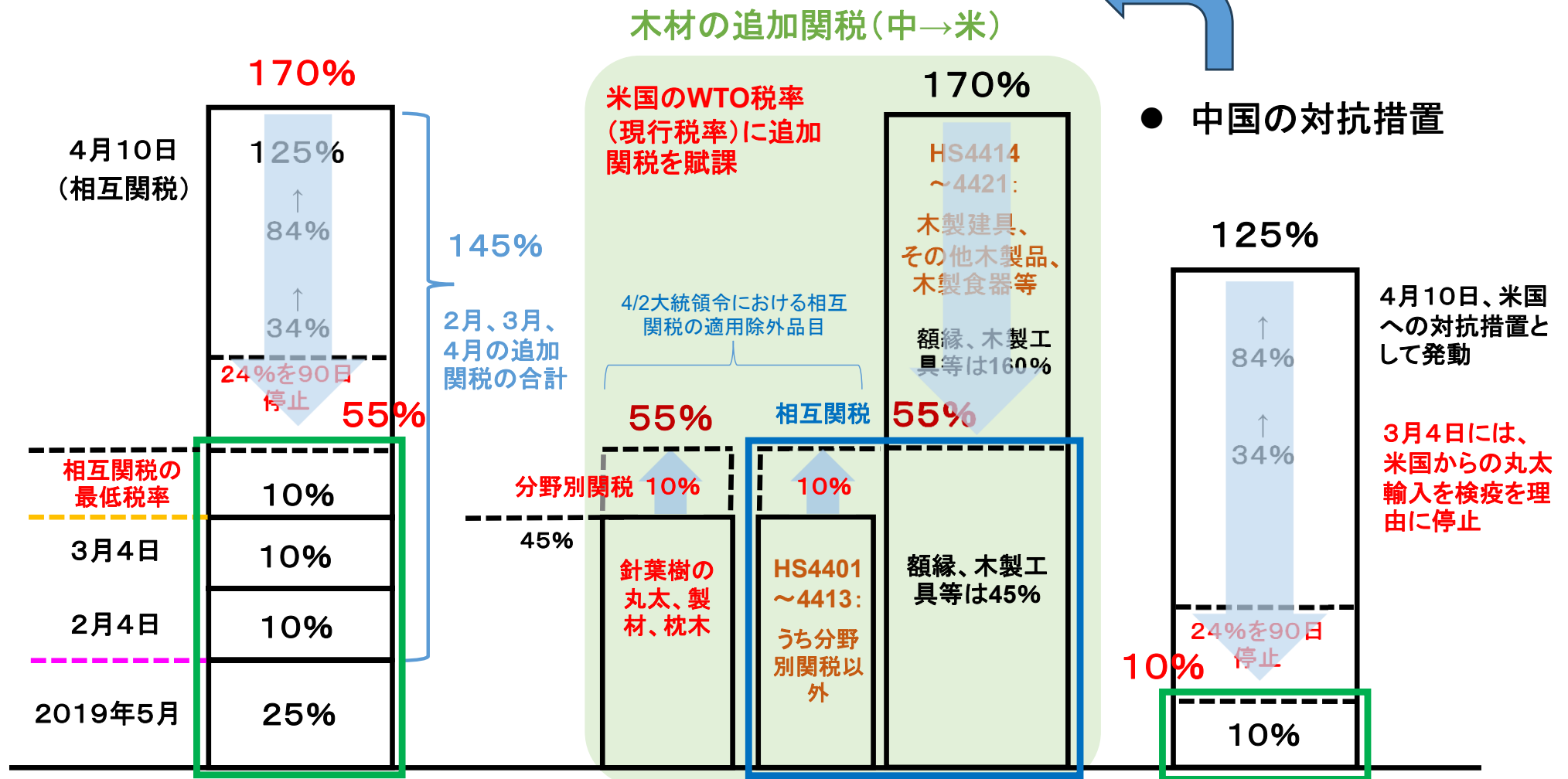


(参考)米国の木材輸入(相手国別、2024)



米国と中国との関係（5月12日合意、9月29日大統領令）

● 米国の対中木材関税措置



- 4月の相互関税で丸太、製材、合板等（HS4401～4413）は適用除外。ただし、2019年5月の追加関税25%、2月3月の追加関税20%と合わせて、45%の追加関税が適用。
- HS4414～4421は、一時累計で170%の追加関税が適用となるも、5月12日合意により55%に引下げ
- 5月12日、米中で関税引下げに合意（米国は14日までに累計145%を30%、中国は125%を10%に引下げ）
- 8月11日大統領令により、相互関税24%の90日停止をさらに90日延長（11月10日まで）
- 9月29日大統領令により、相互関税適用除外木材のうち針葉樹丸太・製材・枕木に10月14日より分野別関税10%、それ以外の木材には相互関税10%（最低税率）を適用

米国国産材増産に係る大統領令（3月1日）のポイント

1 目的

米国内には国内需要を十分に満たすことのできる豊富な木材資源があるが、heavy-handedな連邦政策により利用が妨げられ、海外製品への依存を余儀なくされている。

このことは、雇用の創出の妨害、林野火災の増加、魚類や野生動物の生息地の劣化、建設費・エネルギーコスト上昇をもたらし、経済安全保障を脅かしている。

我が国の国家安全保障と経済安全保障的安定を守るために、輸入材依存から脱却し、国内の木材生産を増やすことが不可欠である。

2 内務長官及び農務長官への指令

(a) 本命令の日付から30日以内

内務長官及び農務長官は、木材生産の増加と健全な森林管理を促進し、木材供給の時間を短縮、供給の不確実性を低減するための指針(guidance)を公表する。

内務長官及び農務長官は、木材生産及び健全な森林管理の改善に関する権限を拡大する立法案(legislative proposals)をそれぞれ行政管理予算局長官に提出する。

(b) 本命令の日付から60日以内

内務長官は、絶滅危惧種法(ESA)第7項に基づく協議要件について、必要に応じて協議が合理化される立法案を提出する。

(c) 本命令の日付から90日以内

内務長官及び農務長官は、今後4年間にわたって連邦所有地から販売される年間木材量の目標値を百万ボードフィート単位で設定した計画(plan)を、大統領に対して提出する。

(d) 本命令の日付から120日以内

内務長官及び農業長官は、ESA第7項に基づくホワイトバークパインの保護と復元を目的としたプログラムの協議を完了する。

(e) 本命令の日付から180日以内

内務長官及び農務長官は、木材生産、森林管理、林野火災リスク低減に係る行政認可に関連する不必要に長期にわたるプロセス等を削減する。

参考：関係情報

○米国の木材関税等について

木材利用課木材貿易対策室 03-3502-8063 wood_trade_office@maff.go.jp

https://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/mokuzai_yunyuu_genjou.html

○我が国の木材輸出の動向等について

木材利用課木材輸出推進班 03-6744-2299 mokuzai_yusyutsu@maff.go.jp

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/yusyutu/mokuzai-yusyutsu.html>

○大統領令、ファクトシートなど(ホワイトハウスHP)

<https://www.whitehouse.gov/news/>

○米国農務省(米国産材生産増強大統領令を受けての動きなど)

<https://www.usda.gov/>

○米国を含む諸外国の森林・林業・合法伐採木材等について(クリーンウッドナビ)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/index.html>